

地域デザインフォーラム ヒアリング報告 (板橋区地域振興課)

日 時：2010年8月17日(火) 17:00～19:15

会 場：板橋区役所 303会議室

説明者：(地域振興課)

沼 俊一協働推進担当係長

出席者：(大東文化大学)

東田親司政治学科教授 中村昭雄政治学科教授

浅野美代子法律学科教授 大杉由香環境創造学科准教授
(板橋区)

大澤宣仁東清掃事務所長 宮津毅再開発課係長

村山寛子生きがい推進課係長 柏田真健康推進課主任
主事

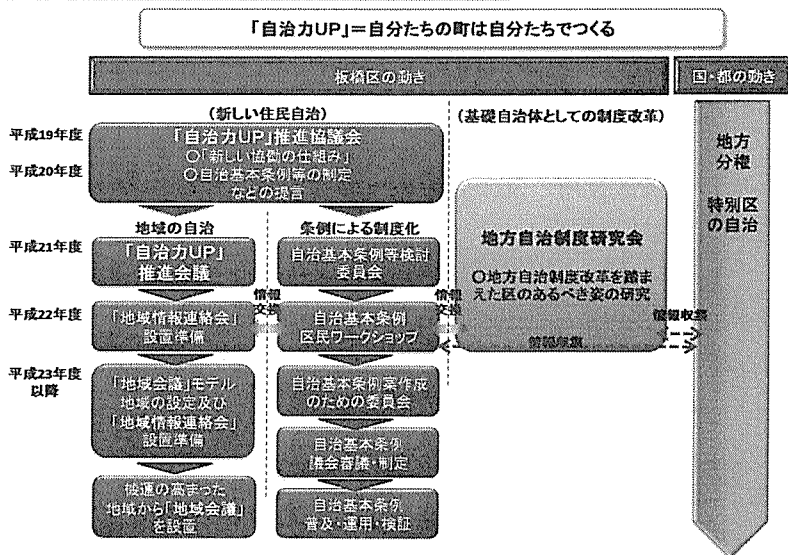
目 的：板橋区における、住民との協働について現状を調べるため、地域会議の設立経緯・進捗状況・今後の予定等、いたばし総合ボランティアセンターの取組み・実績等についてヒアリングを行う。

1 地域会議について

(1) 地域会議が提言された経緯

板橋区では、少子高齢化など社会状況が大きく変化する中で、地域社会の多様化・複雑化する課題を解決するために、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気概に溢れた自治力豊かなまち“板橋”を実現することを目的として、平成19年11月に「自治力UP」推進協議会を設置・検討し、その最終報告が平成21年1月にまとめられた。

■板橋区「自治力UP」にむけた取り組み



その中で、「新しい協働の仕組み」を実現していくために、①関係づくり、②環境づくり、③行政の見直しの3つの視点から課題を整理されており、関係づくりのためには、「地域の多様な主体がお互いの顔を知り交流するための場の設定が、協働を拡充していく」とし、「自治力UP」地域会議の設置が提言された。

この最終報告を受け、平成21年8月、区は「自治力UP」推進会議を設置し、報告の最も大きな柱である「地域会議」の設立に向け、具体的な枠組みづくりの協議を行った。平成22年3月にまとめられた「自治力UP」推進会議検討結果報告の中では、①地域における協働意識の啓発のために、協働推進担当係長の新設、②地域情報連絡会の開催、③地域会議の設立準備、という段階的設置が提言された。

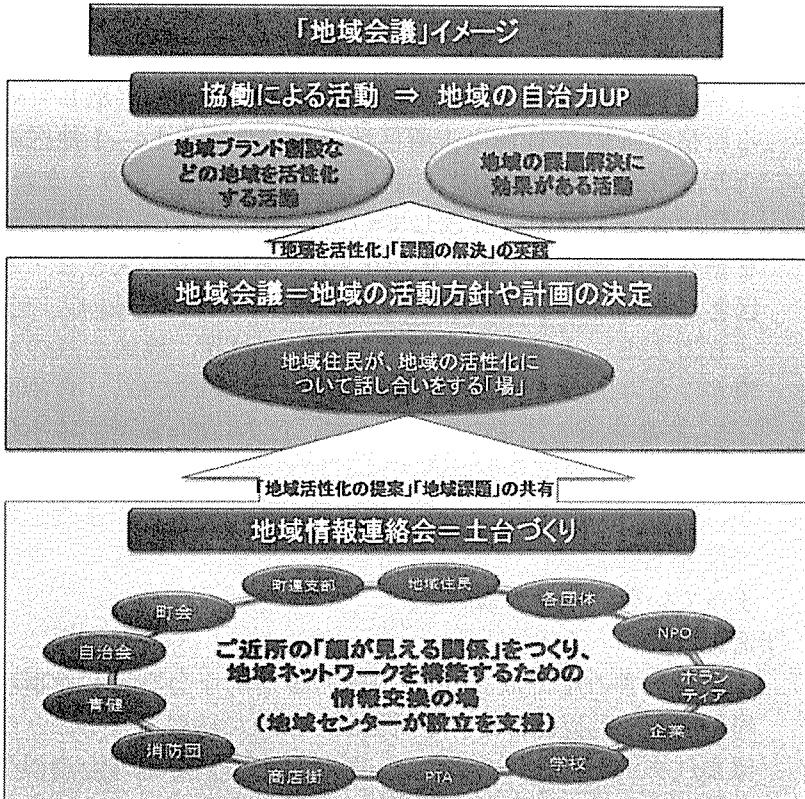
なお、地域における交流の場については、昭和60年にも地区協議会の設置について提案があったものの、実現しておらず、今回が初めての試みではない。

(2) 地域会議の概要

① 地域会議とは

地域会議とは、地域の共通課題や目標に向かって、地域住民、町会・自治会、商店会、企業、NPO・ボランティアなどが、それぞれの特性を發揮しながら連携・協力して取り組んでいく「協働の場」。

地域会議は、地域住民が地域の活性化について話し合いを行う場となり、地域の活動方針や計画を決定することを想定している。それにより、地域ブランド創設など、地域を活性化する活動や地域の課題解決に効果がある活動を行い、地域の自治力UPにつなげていくことを目指す。



その地域会議の土台づくりとして、地域情報連絡会を設置する。これは、地域会議の前段階として、ご近所の「顔が見える関係」をつくり、情報交換の場として設けるものである。現在、連絡会が始まっているところでは、ワークショップ形式ではなく、顔合わせがメインとなっている。地域センターが設立支援を行い、町連支部長と地域センター所長が協議し、会議を運営している。

②地域会議の地域の範囲

「自治力UP」推進会議検討結果報告では「地域会議の地域の範囲は、原則として地域センターの区域を基本的単位としますが、各々の区域の事情により柔軟に対応することとします」とされている。区内18か所ある地域センターの区域を基本地区とし、1地区あたりの人口は、平均2.9万人となる。

これは、23区内では、「地域協議会」を既に実施している新宿区（10の特別出張所区域を基本地区とし、1地区あたり3万人）とほぼ同様の1地区あたり人口となり、また、「住区住民会議」を設置している目黒区（22の小学校区域を基本地区とし、1地区あたり1.1万人）より、大きな1地区あたり人口となる。特に、高島平地区では、地域内人口5～6万人と、1市程度の規模となっており、地域会議の規模がかなり大きくなっている（地区割については、「自治力UP」推進会議の議論の中において、区内に50か所ある小学校区にし、1地区あたりの人口1万人程度にする案があったが、最終的には地域センターの地区割に決定した。また、地域情報連絡会議についても当会議の終盤に出てきて、煮詰まっていない印象が強い。）。

③活動拠点

同報告書の中では、「地域会議の定期的な会議場所や事務局の主な活動拠点は、各地域会議が独自に確保できることが望まれますが、必要であれば、区は区の施設を地域会議の主な活動拠点とすることを検討します」とされている。

地域センターは、事務局として地域会議設立までの支援を行うが、設立後は、事務局ではなく、運営委員として関わるため、地域住民が自主的に運営を担うこととなる。そのため、活動拠点が確保できない地区は、地域センター以外の地域施設を拠点として選択する場合がある。

(3) 進捗状況及び今後のスケジュール

スケジュールとしては、平成 22 年度各地域において、地域情報連絡会の実施を推進し、23 年度以降、機運が高まった地区から、自主性を尊重しつつ、地域会議への移行を検討していく予定。

なお、既に平成 22 年 5 月に桜川情報連絡会、6 月に仲宿情報連絡会を開催しており、この後 10 月に前野町・常盤台・徳丸・大谷口において開催する予定となっている。

桜川情報連絡会は 5 月 20 日（木）18:30～20:30 に、桜川地域センターにおいて 60 名の参加者を得て開催された。桜川地区では、町会の数が少なく、支部長が青少年健全育成地区委員会¹会長を兼ねており、強いリーダーシップを発揮し、先頭を切って地域情報連絡会を開き、今後も比較的スムーズに、モデル地区を経て、地域会議へ移行できることを想定している。今回の地域情報連絡会では、事前に地域住民に対し、アンケートを取っており、課題の洗い出しを行っていた。精神障がい施設や病院の関係者が初めて、地域の会合に参加したことが特徴的だった。次回は、12 月頃を開催予定。

仲宿情報連絡会は 6 月 23 日（木）18:30～20:30 に、仲宿地域センターにおいて 51 名の参加者を得て開催された。地域の特徴として、仲宿という商店街があること、一本入ると細

1 青少年健全育成地区委員会とは、未来を創造する青少年の健全育成並びに青少年を取り巻く社会環境の浄化活動を推進することを目的に、区内 18 地区に設置。概ね、「町会・自治会代表」「PTA 代表」「小中学校長・副校長」「保護司」「民生・児童委員」「体育指導委員」「青少年委員」などから構成されている。

い路地が多いこと、区役所のお膝元ということもあり、区との関係が深いことがある。町連支部長と商店会長が中心となって、当会議を推進していくことになると思われる。今回の参加者の中では、地元企業や空手道場の関係者が参加しており、CSR²活動への関心が高いことが窺えた。次回は、12月頃開催予定。

この後、常盤台地区、前野地区、徳丸地区、大谷口地区において地域情報連絡会を開催する予定である。

調布市では、平成17年度から取組みをはじめ、5年かけて、約半分にあたる10地域の会議体を立ち上げた。板橋区においても、10年～20年かけて進めていく予定であり、早く立ち上げることや数多く立ち上げることは重要ではないと考えている。

(4) 区民からの意見

地域会議についての区民からの意見として、「地域会議についてのイメージがわからない」「自治基本条例との違いがわからない」「既存団体の屋上屋になるのではないか」「地域の負担増になるだけではないか」「地域会議でやろうとしているものは、町会で既にやっているものばかり」という、地域会議そのものへの認識・周知の不十分からくる意見がある。

また、「立場が異なる者同士が協力できるのか」という、ステータスを重視する町会・自治会等の古くからの団体関係者と、ミッションを重視する地域のNPO・市民活動家などの連携を不安視する意見や「地域センターが地元から離れて大丈夫なのか」という行政との関係を不安視する意見もあった。

2 CSR(corporate social responsibility) とは、企業が事業活動において利益を優先するだけでなく、顧客、株主、従業員、取引先、地域社会などの様々なステークホルダーとの関係を重視しながら果たす社会的責任。具体的には、安全で高品質な製品・サービスの提供、環境への配慮、社会的公正・倫理にかなった活動、地域への貢献などを行っているかなどが挙げられる。

(5) 他自治体のモデルケース

23区内では、目黒区・新宿区・豊島区で設置もしくはモデル実施中となっている。

目黒区では、昭和49年度から22の小学校区を基本単位として、「住区住民会議」を設置している。1地区あたりの人口は約1.1万人。住区住民会議は、各地区に整備された住区センター（集会施設、児童館・学童クラブ、老人いこいの家、防災拠点の複合施設）を活動拠点としており、住区住民会議が指定管理者となっている。地域活性化事業を実施するほか、各地区で住区ニュースを発行している。地域の人と行政職員の風通しがいいことが、成功している要因の一つとなっている。しかし、住区住民会議に対する区民の認知度は必ずしも高くはない。

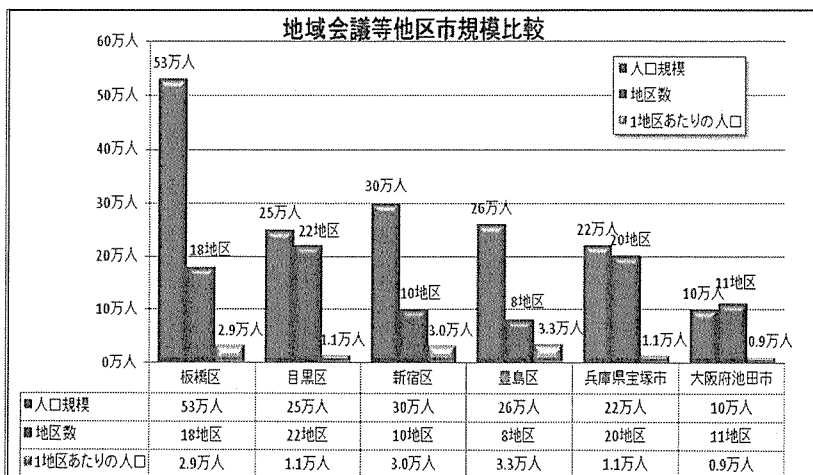
新宿区では、平成19年度から10の特別出張所区域を基本として「地区協議会」を設置している。1地区あたりの人口は約3.0万人。地区協議会には、地域活動組織のほか一般公募委員が参加している。活動を4分野（安心安全、子育て、高齢者、環境美化）に分け、それぞれの分科会において活動内容を検討している。各地区1名の正規職員、1名の専任非常勤職員が配置されており、事務局を担っている。新宿区の町会・自治会では、行政からの財政的支援がないものの、加入率が上昇しており、町会・自治会に対する認知度は高いが、逆に財政的支援を行っている地区協議会に対する区民の認知度は高くないことが課題となっている。

豊島区では、北池袋地区をモデル地区とし、平成22年度から運営委員会を設け、実施している。土台づくりを2年間かけ行い、平成24年度からは正式実施となる予定。

■地域会議・地域情報連絡会の他区市比較

区市名	名称	設置年	単位	人口規模	地区数	1地区あたりの人口
板橋区	地域会議	未設置	地域センター区域	53万人	18地区	2.9万人
目黒区	住区住民会議	昭和49年度	小学校区	25万人	22地区	1.1万人
新宿区	地区協議会	平成19年度	特別出張所区域	30万人	10地区	3.0万人
豊島区	地域協議会	モデル実施	中学校区	26万人	8地区	3.3万人

兵庫県宝塚市	まちづくり協議会	平成3年度	小学校区	22万人	20地区	1.1万人
大阪府池田市	地域コミュニティ推進協議会	平成19年度	小学校区	10万人	11地区	0.9万人



(6) 設置にあたっての課題

①活動拠点について

活動拠点については、新宿区では特別出張所を活動拠点としており、目黒区でも地域が住区センターの指定管理者となって、活動拠点としているが、板橋区で実施する地域会議の場合、活動拠点が明確ではない。

②地域と新住民・若年層住民との関係

新住民や若年層住民と言われる区民の中には、地域活動に関心があり、意見も持っている人も多いが、活動に参加することは少ない。こうした、地域との関係が希薄な層を取り込

むための仕組みが必要である。

③区の地域活動との関係

現在地域には、青少年健全育成地区委員会や環境行動委員会が地域センター所長を事務長とする形で存在している。青少年健全育成地区委員会では、「青少年の地域活動」「スポーツ野外活動」「地域社会環境浄化活動」など、地区の特色を活かしながら展開している。また、環境行動委員会では、企業・町会・自治会等で「美化・クリーン作戦」や「緑のカーテン事業」を行うことを想定しているものの、実際は、活動が停滞して自治会だけで活動を行っているところが増えている。これらの地域活動に対して、区は財政支援を行っている。地区会議が設置された場合、区財政が厳しい中、既存の事業活動や補助金のあり方の整理が必要となってくる。

④地域差について

強いリーダーシップを持つリーダーや町会・自治会等団体の長を兼ねているキーパーソンがいる地域は、比較的地域会議設置へ向けた動きが表れているが、逆に、町会数が多い地域、人口規模が大きい地域では、機運の高まりに時間がかかると思われる。

⑤認知度の低さについて

区民の認知度は低く、事業実施に向けた期待の高まりにかける状況となっている。

(7) 今後必要な取組み

①認知度を上げること

さらなる周知・普及活動を行い地域会議への理解と認知度を向上させる必要がある。

②地域企業の参加促進

CSR活動への関心や意欲が高い企業が多く存在する。これらを、いかに地域会議の枠組みに取り込んでいけるかが、地域の盛り上がりに影響を与えるものと考えられる。

③地域の一般区民の参加促進

地域企業の参加と同様、公募等を行い、一般区民の地域会議への参加を促すことが、地域全体の盛り上がりにつながるものと考えられる。

④地域の担い手の負担軽減

地域のキーパーソンといわれる人は、区の関連行事や町の様々な行事への参加が求められており、負担が重くなっている。区行事等の見直し、整理が必要。逆に地域会議の設置をきっかけとし、地域リーダーの育成につながっていくことも期待されている。

⑤区職員の意識改革

現在、区職員向けに「区職員の社会貢献活動」に関するアンケートを行っており、1,500名程度の回答を得た。しかし、地域活動に参加している職員はほとんどいない。今後、地域活動へ参加してもらう制度、仕組みづくりも含め、対応を検討しているところである。

⑥地域会議への財政的支援とその権限の明確化

なんのために、どんなことができるようになるために地域会議を設置するのかという目的を確認する必要がある。

その中で、他区に比べ、手厚いといわれる、地域に対する行政の財政的支援について、整理が必要である。

我孫子市では、強いリーダーシップをもつ市長のもと、地域への既存の補助金を取りやめ、地域提案型の補助制度を実施した。また、中央区では町会自治会も含めた地域活動団体に対し、提案型の支援制度を実施しており、地域にインセンティブを与えるためにも、このような他自治体の取組みが参考になるかもしれない。

2 いたばし総合ボランティアセンターについて

(1) 設立された経緯

平成3年に板橋区社会福祉協議会が、区内のボランティア活動の推進を目的に「いたばしボランティアセンター」を開設した。その後、平成7年の阪神・淡路大震災をきっかけとしたボランティア活動に対する関心の高まり、平成10年の特定非営利活動促進法（NPO法）の施行を経て、平成18年に「いたばし総合ボランティアセンター」が、板橋区におけるボランティア及びNPOの自主的・自発的な社会貢献活動を総合的に推進・支援する中間支援組織として、区民、NPO法人、板橋区社会福祉協議会、板橋区の四者協働により開設された。

(2) センター概要

当センターは、区民主体の運営委員会において、ボランティアやNPO活動の推進施策を協議、検討するほか、センターの運営方針案、事業の計画立案、ネットワークの構築などを行っている。

正式名称	いたばし総合ボランティアセンター
開設日時	2006年4月1日
設立場所	〒173-0001 東京都板橋区本町24-1
	電話：5944-4601
	FAX：5944-4602
	Eメール：ita-vc@violin.ocn.ne.jp
	ホームページ：http://www.ita-vc.or.jp
設立根拠	「(仮称)いたばし総合ボランティアセンター」設置に関する基本構想 (2004年12月策定)
運営母体	・社会福祉法人 板橋区社会福祉協議会
	・NPO法人 ボランティア・市民活動学習推進センター いたばし
	・板橋区
	・区民

(3) 事業内容

- ・ ボランティア・NPO 活動に関する相談・紹介
- ・ ボランティア・NPO 活動に関する情報提供
- ・ NPO 法人の設立相談
- ・ ボランティア・NPO 活動に関する講座・イベントの実施
- ・ ボランティア・NPO 活動の場・設備の提供
- ・ ボランティア・NPO のネットワークの推進
- ・ 災害時のボランティア活動拠点の整備
- ・ ボランティア保険、行事保険の取扱い窓口 など

(4) 組織

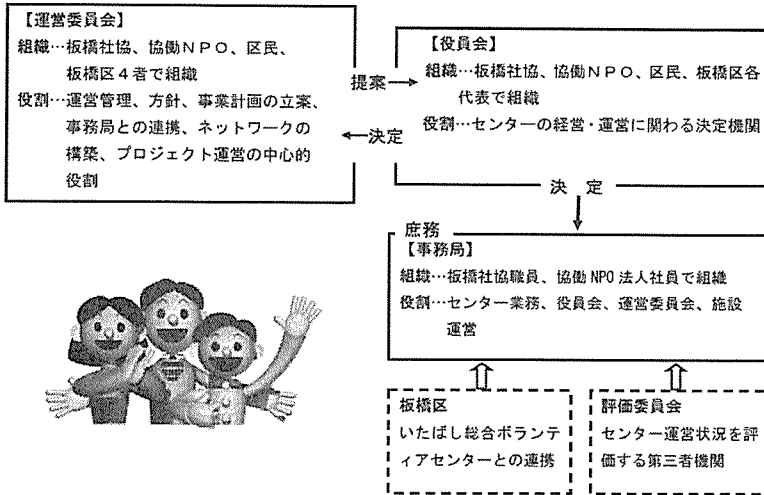
役員会・運営委員会・事務局を置く。役員会では、センターの経営管理を行い、運営委員会の運営方針や事業計画案等、最終決定機関となっている。運営委員会では、センターの運営管理、方針、事業計画の立案を行う。事務局では、センター事業の運営及び実施に係る庶務を行っている。事務局職員体制は、板橋区社会福祉協議会職員4名、協働NPO職員2名の6名体制で運営されている。なお、協働NPOは、平成18年度～20年度まで「いたばし総合ボランティア市民活動センター」、平成21年度から「ボランティア・市民活動学習推進センターいたばし」が受託している。

平成20年度までは、部会方式をとっており、高齢福祉部会等6部会あり活動を行っていたが、21年度に廃止され、委員数・事業数ともに減少した。

いたばし総合
ボランティアセンター

1. ボランティア及び NPO 活動の推進
 2. ボランティア及び NPO の支援
 3. ボランティア及び NPO のネットワーク

の拠点として
設置されました



(いたばし総合ボランティアセンター HP より)

(5) 予算・決算

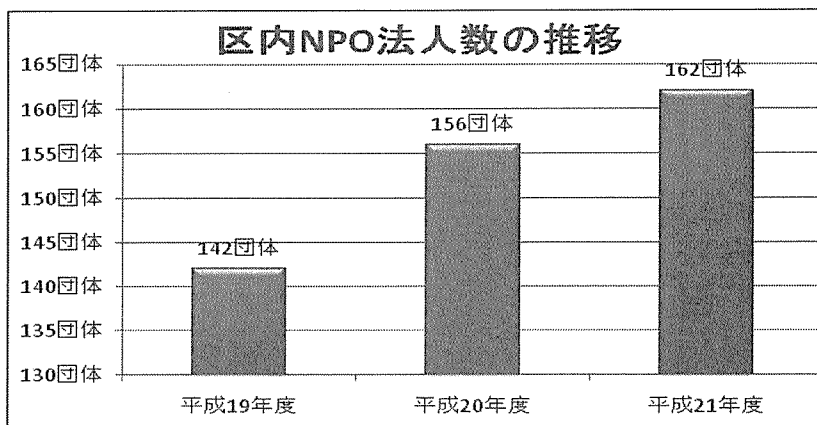
平成 21 年度決算規模は、約 2,200 万円（歳出内訳：人件費 1,400 万円・事務費 440 万円・事業費 330 万円）となっており、平成 22 年度予算額は、約 2,300 万円（歳入内訳：板橋区社会福祉協議会からの補助金 460 万円・区からの補助金 900 万円・受付業務収入 900 万円）となっている。

(6) 登録団体数

平成 22 年度 5 月末時点で 119 団体が登録されている。内訳は、NPO 法人が 9 団体、ボランティア団体が 110 団体となっている。なお、区内の NPO 法人数は、平成 19 年度 142 団体、平成 20 年度 156 団体、平成 21 年度 162 団体と年々増加しているものの、同程度の人口規模である杉並区に比べると半分程度の数となっており、まだ少ないのが現状である。

■区内 NPO の数の推移

	NPO 数
平成 19 年度	142 団体
平成 20 年度	156 団体
平成 21 年度	162 団体



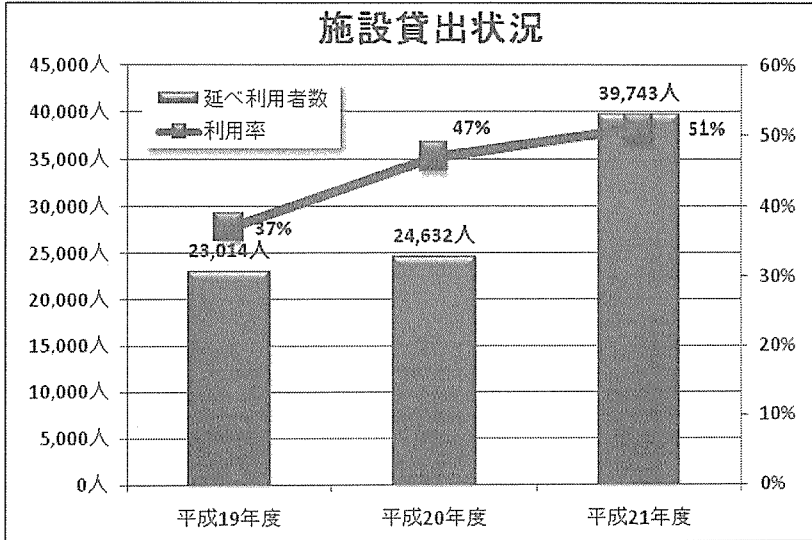
(7) 活動実績

平成 21 年度における活動実績は、役員会 4 回開催、いたばし総合ボランティアセンターあり方検討会を 4 回開催、運営委員会を 6 回開催。板橋区負担額事業として、「いたばしボランティアフェスタ」「災害ボランティア拠点事業」等を実施。社会福祉協議会負担額事業として、「ボランティア講座」「ボランティア情報誌発行」等を行った。

総合ボランティアセンター事業のうち、ボランティアに関する相談業務として、小中学校への相談業務 19 校、職員派遣が 13 校、高校への奉仕体験活動相談を 6 校、職員派遣が 6 校あった。また、ボランティア相談は 1,357 件であった。施設貸出利用登録団体は 70 団体（平成 22 年 3 月末日）、施設貸出状況は延べ 2,272 団体、延べ 39,743 人の利用があった。施設貸出は、近年増加しており、その主な理由は、ボランティアで授業を行う外国人による日本語教室が増えているためである。

■施設利用登録団体及び施設貸出状況

	登録団体	延べ利用団体数	延べ利用者数	利用率
平成 19 年度	63 団体	1,599 団体	23,014 人	37%
平成 20 年度	73 団体	1,629 団体	24,632 人	47%
平成 21 年度	70 団体	2,272 団体	39,743 人	51%



※登録団体数・延べ利用団体数・延べ利用者数は、板橋区社会福祉協議会事業報告書より転載、利用率はヒアリングにおいて確認した数値。

(8) ボランティア活動に対する補助制度

① 「いたばしボランティア基金の活用による補助金」について

「いたばしボランティア基金」とは、ボランティア活動が円滑・活発に行われるよう、「ボランティア活動推進協議会」から提言され、平成 12 年 3 月に創設された。区民・団体からの寄付金をもとに積立て、10,096,000 円（11 年度寄付金）を積立ててスタートし、約 24,140,000 円（平成 22 年 3 月末現在）になっており、ボランティア活動を資金面で支援する基金となっている。

担当窓口は、板橋区地域振興課が行っており、補助対象は、ボランティア団体・市民活動団体・NPO 団体、対象事業は、

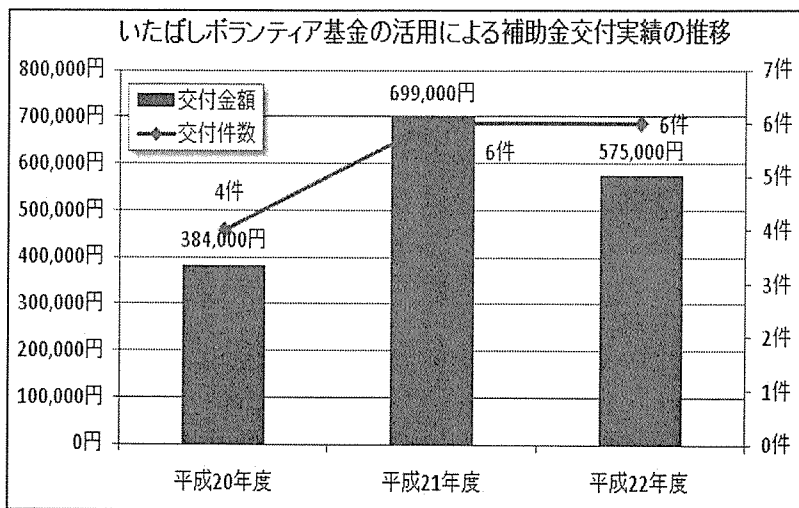
- (1) ボランティア・NPO 活動の参加を啓発する事業
- (2) ボランティア活動に関する知識や経験を高める事業
- (3) NPO 法人の設立（板橋区内に限る）に係る経費
- (4) 活動の拡大に要する設備及び機材の購入に係る経費

となっている。1 事業につき、事業経費の 3 分の 2 以内で 10 万円～ 15 万円を上限とする。

平成 22 年度の交付実績は、7 件の応募に対し、6 件 575,000 円が審査会（いたばし総合ボランティアセンター運営委員会）の審査により選定された。

■ 「いたばしボランティア基金の活用による補助金」交付実績

	交付件数	交付金額
平成 20 年度	4 件	384,000 円
平成 21 年度	6 件	699,000 円
平成 22 年度	6 件	575,000 円



② 「いたばし総合ボランティアセンター区民提案型公募事業」

前述の「いたばしボランティア基金の活用による補助金」を補うものとして、いたばし総合ボランティアセンターが実施している補助事業。窓口は、いたばし総合ボランティアセンターが行っており、対象とする事業は、

- (1) ボランティア及びNPO活動の参加を啓発する事業
- (2) NPO法人の設立
- (3) 地域課題の解決に向けた先駆的・モデル的な取組み事業
- (4) いたばし総合ボランティアセンター運営委員会がボランティア・NPO活動の普及・推進のために必要と認める事業

としている。1事業につき10万円を上限として補助を行っている。

(9) 課題

平成18年に「いたばし総合ボランティアセンター」が設立されて以来、福祉分野だけでなく、防災・環境・観光など様々な分野にボランティアの幅が広がったり、他市との連携により、活動の場・ネットワークが広がるなど一定の成果が表れている。また、ボランティアフェスタの参加団体・参加者数は増加しており、ボランティア初心者への掘り起こしに寄与しているものと考えている。しかし、今後の課題として、次のことが挙げられる。

①活動登録団体との関係性について

平成22年度5月末時点で119団体が登録されているものの、いたばし総合ボランティアセンターとのつながり、及び団体間の横のつながりが薄いという課題がある。いたばし総合ボランティアセンターとその事業について更に周知を進め、人と団体を集めるネットワークの充実が必要である。また、ボランティアに関する積極的な情報の収集と発信、働きかけも求められている。

②活動団体における課題に対する対応

活動団体においては、資金・場が不十分であることが課題として挙げられている。空き施設の有効活用や「いたばしボランティア基金の活用による補助金」「いたばし総合ボランティアセンター区民提案型公募事業」以外の他の補助金制度に対する支援などの資金的支援の充実が必要。

③いたばし総合ボランティアセンターの各機能充実

現在、施設開館時間は、8:30～21:30となっているものの、正規職員は17:00までしかおらず、相談も17:00までしか行っていない。北区では、平日21:00まで、日曜日でも相談を受け付けており、相談窓口開館時間の拡充が必要である。

また、中間支援組織³として、活動団体育成支援に関すること、また、関心が高まっている企業CSR活動との橋渡し役となるための専門性を高めることが重要である。さらに、このような活動を地域会議にいかにつなげていくかが今後の課題と考えている。

④行政内の縦割りについて

現在各部署において、ボランティアの育成を行っているものの、その情報が集約されていない状況になっている。情報の有効活用により、ボランティア活動やネットワークの充実を図っていくことも課題と考えている。

3 中間支援組織とは、行政と地域の間にとって様々な活動を支援する組織のこと。多くはNPOへの支援などを主目的として発足しているケースが多い。それらの多くはNPOの整備のための相談窓口などのセンター的機能を持つ。インターメディアリー(intermediary)とも呼ばれる。